

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

所管事務の調査（報告）

- 1 「アクションプログラム 2015」実施結果について
- 2 火薬類取締法及び高圧ガス保安法における事務・権限の指定都市への移譲について

「アクションプログラム 2015」実施結果について（消防局）

「アクションプログラム 2015」実施結果として、消防局の重点課題等の評価結果を取りまとめました。

1 重点課題等の実施結果

「アクションプログラム 2015」に基づく重点課題について、重点課題に位置付けられた事務事業については、消防局で7事業のうち、目標をほぼ達成したものは6事業、目標を下回ったものは1事業ありました（表1）。

また、市全体で56の重点課題のうち、消防局が所管する課題は1課題あり、それらについて、重点課題の推進状況の総括的な評価を行った結果、「重点課題の解決に向けた目標」の実現に向け、概ね目標どおりの成果があったという評価となりました（表2）。

表1 重点課題に位置付けられた事務事業の達成状況区分別 事業数と構成比（消防局）

達成状況区分	内 容	事業数	構成比(%)
1	目標を大きく上回った	—	—
2	目標を上回った	—	—
3	目標をほぼ達成した	6	85.7
4	目標を下回った	1	14.3
5	目標を大きく下回った	—	—
合 計		7	100.0

表2 重点課題の総括的な実施結果区分別 課題数（消防局）

実施結果区分	基本戦略別の内訳					合計
	基本戦略1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	基本戦略2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	基本戦略3 市民生活を豊かにする都市基盤と環境づくり	基本戦略4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	基本戦略5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	
目標を上回る成果があった	0	0	0	0	0	0
目標どおりの成果があった	1	0	0	0	0	1
目標を下回る成果があった	0	0	0	0	0	0
ほとんど成果なし	0	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	0	1

2 各重点課題の実施結果について

重点課題名

掲載頁

評価結果

- (1) 【消防力の総合的な強化】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜冊子36頁＞ 目標どおりの成果

火薬類取締法及び高圧ガス保安法における事務・権限の指定都市への移譲について

1 地方分権改革

「地方分権改革」とは、国から地方（都道府県・市町村）に、また、都道府県から市町村に、権限や税財源を移すとともに、国から地方への義務付け・枠付けなどの制約を最小限とすることによって、地域のことは地域で決定できる仕組みに変える改革です。

本市は、現在消防局が行っている危険物の事務に、神奈川県が行っている火薬類や高圧ガスに係る事務が加われば、一体的かつ効率的な指導が可能になるとともに、事業者の負担の軽減につながるものと考え、当該事務の権限移譲について検討してきました。



2 権限移譲に至った経緯

第1次地方分権改革(H5~)

地方分権推進委員会(第1~5次勧告)
地方分権一括法公布

- ・機関委任事務制度の廃止
- ・条例による事務処理の特例制度の創設

第2次地方分権改革(H18~)

地方分権改革推進委員会(第1~4次勧告)
地方からの提案募集制度(H26~)
第1~5次地方分権一括法公布

- 第5次地方分権一括法(H27. 6. 26公布)
火薬類取締法及び高圧ガス保安法における事務・権限を指定都市に移譲
- 火薬類取締法:H29. 4. 1から
 - 高圧ガス保安法:H30. 4. 1から

●平成12年~
県・市間の協議により権限移譲を可能とする「条例による事務処理の特例制度」が創設され、火薬類及び高圧ガスに係る事務の権限移譲について検討しましたが、県が移譲可能とする事務が部分的であり安全向上の効果が見込めないこと等の理由により実施には至りませんでした。

●平成20年~
平成20年5月の「第1次勧告」により都道府県から市町村に権限移譲すべき事務として、火薬類及び高圧ガスに係る事務が示されましたが、経済産業省において検討された結果、専門知識を有する職員の確保、運用解釈のばらつき等の恐れ等の課題があり、法律改正(一括法)による権限移譲は先送りとされました。

●平成25年~
平成25年6月の第30次地方制度調査会の大都市制度の改革等に係る答申を踏まえ、同年12月に火薬類及び高圧ガスに係る事務・権限について、移譲対象事務の範囲、準備期間の確保等の調整を着実にを行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進めることが閣議決定されました。
これを踏まえ、経済産業省において慎重に検討を重ねた結果、平成27年6月に第5次地方分権一括法が公布され、平成29年4月から火薬類取締法、平成30年4月から高圧ガス保安法における事務・権限が指定都市に移譲されることになりました。

3 業務内容

火薬類取締法

火薬類[※]の製造、販売、貯蔵、消費等の許可、立入検査等

- ※火薬類とは、「火薬」、「爆薬」及び「火工品」
- 火薬：黒色火薬(煙火の打揚げ等に使用)等
 - 爆薬：ニトログリセリン、ダイナマイト等
 - 火工品：電気雷管、実包、煙火(花火)等

(例)・銃砲店、船舶用火工品、競技用紙雷管の販売営業許可
・煙火の消費許可(花火大会)

高圧ガス保安法

高圧ガス^{※1}の製造、販売、貯蔵、消費等の許可、立入検査等(特定製造事業所等^{※2}に係る事務を除く)

- ※1 圧縮ガスは1MPa以上、液化ガスは0.2MPa以上
 - ※2 コンビナート地域に所在する事業所
- (例)・空気やLPガスの容器への充てん(高圧ガス製造)の許可
・水素ステーションの設置の許可



4 権限移譲による効果

消防の特色を発揮

- I 一体的指導** 火薬類及び高圧ガスについて、消防法に基づき川崎市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実します。
- II 災害の予防** 消防法令が適用される建物及び危険物施設の立入検査並びに災害対応により培われたノウハウを活かし、火薬類及び高圧ガス施設に対し一体的かつ効率的に立入検査を行うことで、災害の発生防止に繋がります。
- III 災害対応力の向上** 消防が火薬類及び高圧ガスを取り扱う施設を詳細に把握することで、災害発生時に、より効果的な消防活動が可能となり、被害の軽減に繋がります。
- IV 事務手続の効率化** 火薬類及び高圧ガスに係る事務手続きを身近な川崎市で行うことが可能となり、事業者の負担軽減に繋がります。また、危険物等の事務手続きと窓口が一本化されることで市民に分かりやすい行政を展開できます。

市民の安全・安心の向上

権限移譲前



- 神奈川県が実施
- 管轄地域が広範囲
 - 立入検査は書類審査が中心

権限移譲後



- 川崎市(消防)が実施
- 対象施設の現状を的確に把握
 - 危険物規制に精通している消防が、火薬類及び高圧ガス規制にも一体的に対応
 - 地域に密着して火災予防を推進する消防が、花火大会の計画段階から事故防止対策の徹底を指導



5 今後の取組

火薬類取締法(平成29年4月から)

火薬類の製造許可等の申請に対する審査の手数料を県から引き継ぐため、平成28年第4回定例会において、川崎市消防手数料条例の一部改正について提案する予定です。また、平成28年度中に事務執行に必要な規程類の整備を適切に行います。

高圧ガス保安法(平成30年4月から)

高圧ガスの製造許可等の申請に対する審査の手数料を県から引き継ぐため、平成29年中の定例会において、川崎市消防手数料条例の一部改正について提案する予定です。また、平成29年度中に事務執行に必要な規程類の整備を適切に行います。